

(公 印 省 略)
答 申 第 1 4 5 号
令 和 5 年 2 月 16 日

兵庫県教育委員会
教育長 藤 原 俊 平 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和4年8月4日付け諮問第4号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

結核健康診断結果報告書非公開の件

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和4年6月16日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年6月24日及び同月27日、実施機関は、公文書非公開決定処分を行ったが、当該処分に係る通知書中の審査請求に係る教示文に誤りがあったので、同月30日、当該教示文を改めた上で、改めて公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に係る通知書を発出した。

3 審査請求

令和4年7月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県教育委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定の県立高等学校2校に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第53条の7第1項に基づく結核健康診断結果報告書である。

5 諮問

令和4年8月4日、兵庫県教育委員会は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求の要旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

感染症法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）の規定に抵触しており、実施機関が本件対象公文書を作成していないとするのは、不合理である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象公文書の提出義務

審査請求人の主張のとおり、実施機関には、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに本件対象公文書の保健所への提出義務がある。

2 本件処分の理由

本件対象公文書は、毎年度末に保健所から提出の依頼があり、年度内分をまとめて報告していた。

本件公開請求を受けるまで、結核健康診断結果報告書の事務を所管する課及び特定の県立高等学校2校いずれも健康診断実施日を含む月の翌月10日までに提出しなければならないものとは認識していなかったため、本件公開請求の時点において、本件対象公文書を作成していなかった。

3 今後の対応等

審査請求人の指摘により、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに保健所へ本件対象公文書を提出しなければならないものと認識したので、今後、適切に保健所へ報告するよう改める。また、報告義務が生じていたものについて、既に保健所へ報告したところである。

なお、本件対象公文書の保健所への提出については、上記2のとおり、毎年度

末の保健所からの提出の依頼への対応でもって行われていたものと認識していたところである。

4 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

本件対象公文書の保有の有無について、実施機関は、本件公開請求の時点において、本件対象公文書を作成していなかったと説明する。

これに対し、審査請求人は、実施機関には、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに保健所へ本件対象公文書を提出しなければならない義務があるから、実施機関が本件対象公文書を作成していないとするのは、不合理であると主張する。

実施機関によると、従来、本件対象公文書について、保健所の依頼に基づき、毎年度末に行っていたが、審査請求人の指摘により、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに保健所へ提出しなければならないものと認識したとのことである。

以上を踏まえると、実施機関における感染症法及び感染症法施行規則に基づく事務の執行には適正でないところがあるといわざるを得ないものの、保健所からの求めに応じて、毎年度末に本件対象公文書を作成し、提出していたとの事情を考慮すれば、本件公開請求の時点において実施機関が本件対象公文書を作成していないという主張自体は不自然とまでは言えず、本件対象公文書は作成されていなかったものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

本件審査請求は、実施機関が行った本件処分に対するものであり、対象公文書の存否に関係しないその他の主張については、実施機関の公開決定等に対して答申を行う審議会が調査審議すべき事項ではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和4年8月4日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和5年1月13日 第2部会（第102回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年2月8日 第2部会（第103回）	・ 審議
令和5年2月16日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男